

兵庫県公報

令和2年12月11日 金曜日 第165号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

告 示	ページ
○ 公印の廃止及び新調（文書課）	1
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定医療機関の指定（地域福祉課）	2
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定医療機関の名称等の変更及び廃止の届出（同）	3
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定介護機関の指定（同）	4
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定介護機関の名称等の変更、廃止及び休止の届出（同）	4
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定施術機関の指定（同）	5
○ 令和2年度職業訓練指導員試験の実施（能力開発課）	5
○ 保安林の指定（豊かな森づくり課）	7
○ 保安林の指定の予定通知（同）	7
○ 同上（同）	7
○ 同上（同）	8
○ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく廃棄物が地下にある土地の指定区域の指定（環境整備課）	8
○ 急傾斜地崩壊危険区域の指定（砂防課）	9
○ 土地区画整理組合の定款の変更認可（市街地整備課）	9
○ 重要調整池に係る検査の結果（丹波県民局）	9
○ 道路の位置指定（淡路県民局）	10
公 告	
○ ひょうご県民ボランティア活動賞表彰（県民生活課）	10
○ 令和3年度兵庫県立淡路景観園芸学校景観園芸専門研修研修生の募集（公園緑地課）	13

告 示

兵庫県告示第1291号

1に掲げる公印を令和2年11月30日限り廃止し、2に掲げる公印を新調し、同年12月1日からその使用を開始した。

令和2年12月11日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 廃止公印の名称及び印影



兵庫県淡路区民局長印
(洲本土木事務所)

2 新調公印の名称及び印影



兵庫県淡路区民局長印
(洲本土木事務所)

兵庫県告示第1292号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和2年12月11日

兵庫県知事 井戸敏三

指定医療機関

名称	所在地	指定年月日
筋師内科皮ふ科医院	芦屋市岩園町7-26	令和2年10月1日
サンドラッグ伊丹昆陽薬局	伊丹市昆陽東4-6-7	同 年11月1日
訪問看護ステーションさくら	同 市中野西1-141	同 年12月1日
IHI播磨病院訪問看護ステーションプラム	相生市大島町6-30	同 年10月1日
澤田歯科医院	豊岡市中陰45	同
いしつば薬局	同 市下陰7	同
加古川皮膚科クリニック	加古川市加古川町栗津218-1	令和2年11月1日
さくら薬局加古川店	同 市加古川町栗津218-6	同
はら歯科クリニック	宝塚市南口1-17-11	同
訪問看護Charming	同 市山本丸橋1-5-3	同

西本歯科医院	高砂市松陽1-5-20 ノノムラビル1階	令和元年9月23日
たにぐち内科クリニック	川西市栄町20-1 ベルフローラかわにしWEST1階	令和2年10月1日
Kこころのケアクリニック	同 市栄町20-1 ベルフローラ・かわにしWEST棟1階	同
なの花薬局川西能勢口店	同 市栄町20-1 ベルフローラ・かわにしWEST1階	同
プラチナ薬局水明台店	同 市水明台1-3-4	同
木村眼科	朝来市和田山町和田山232	同
室津診療所	たつの市御津町室津288-1	令和2年4月1日
ひだま里訪問看護ステーション	同 市神岡町東嘴崎543	同 年11月1日
神前医院	加古郡播磨町宮北3-12-17	同 年1月1日
はましげ皮フ科クリニック	揖保郡太子町東南322-1	同 年11月1日



兵庫県告示第1293号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、次の指定医療機関から名称等の変更及び廃止の届出があった。

令和2年12月11日

兵庫県知事 井戸敏三

1 名称等の変更の届出があった指定医療機関

名称	所在地	変更内容
キリン堂薬局川西西店	川西市西多田2-7-20	医療機関名称

2 廃止の届出があった指定医療機関

名称	所在地
きくや薬局	芦屋市業平町5-2-101
クスモト薬局伊丹	伊丹市南本町7-1-15
共進薬局荻野店	同 市荻野6-7-1
ゴダイ薬局日高パーク店	豊岡市日高町祢布1010
サワー調剤薬局	加古川市平岡町土山1221-27
西本歯科医院	高砂市松陽1-5-20 ノノムラビル2F
Kこころのケアクリニック	川西市小花1-6-18 N&Hビル3F
アンサー調剤薬局	同 市栄町5-28 1F
木村眼科	朝来市和田山町和田山232
たつの市立室津診療所	たつの市御津町室津288-1
神前医院	加古郡播磨町宮北3-12-17

兵庫県告示第1294号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、居宅介護若しくは居宅介護支援計画の作成、福祉用具の給付、施設介護、介護予防若しくは介護予防支援計画作成又は介護予防福祉用具の給付を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和2年12月11日

兵庫県知事 井戸敏三

指定介護機関

名称	所在地	開設者	開設者所在地	指定年月日
ちぐさ薬局	宝塚市千種2-1-6	近山透	宝塚市千種2-8-102	令和2年6月1日
稲見医院	三木市大村871-3	医療法人社団修和会	三木市大村871-3	同年10月1日
聖隷淡路病院	淡路市夢舞台1-1	社会福祉法人聖隷福祉事業団	浜松市中区住吉2-12-12	同
たつのケアサービス	たつの市揖保川町正條448-1	有限会社プラスアルファ	たつの市揖西町土師4-162	令和2年10月7日
スマイルサポートセンター太子訪問介護事業所	揖保郡太子町蓮常寺69-1	社会福祉法人博愛福祉会	加古川市平岡町新在家2333-2	同年6月1日

兵庫県告示第1295号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、次の指定介護機関から名称等の変更、廃止及び休止の届出があった。

令和2年12月11日

兵庫県知事 井戸敏三

1 名称等の変更の届出があった指定介護機関

名称	所在地	開設者	開設者所在地	変更内容
訪問看護ステーション sorato 淡路	洲本市宇原2282	株式会社あかね	洲本市宇原2282	事業所名称
ケアプランスイッチオン伊丹居宅介護支援事業所	伊丹市鴻池6-3-2-1	株式会社スイッチオンサービス	伊丹市鴻池3-16-10	所在地
社会医療法人社団順心会 順心かんの希	加古川市神野町石守1632	社会医療法人社団順心会	加古川市別府町別府865-1	事業所名称・開設者
キリン堂薬局川西西店	川西市西多田2-7-20	株式会社キリン堂	大阪市淀川区宮原4-5-36	事業所名称

2 廃止の届出があった指定介護機関

名称	所在地	開設者	開設者所在地
介護サービスフォーユー (訪問介護事業のみ廃止)	芦屋市打出小槌町6-5-101	有限会社ケンハウス	芦屋市打出小槌町8-15 1F西
伊丹市中央居宅介護支援事業所	伊丹市行基町1-98	社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団	伊丹市広畑3-1
星優訪問看護ステーション	同 市桜ヶ丘1-3-23	医療法人社団星晶会	同 市桜ヶ丘1-3-23
ゴダイ薬局日高パーク店	豊岡市日高町祢布1010	ゴダイ株式会社	姫路市綿町104 スクエアビル2F
社会医療法人社団順心会幸生リハビリテーション病院 (療養型医療施設・短期入所療養介護事業のみ廃止)	加古川市神野町石守1632	社会医療法人社団順心会	加古川市別府町別府865-1

3 休止の届出があった指定介護機関

名称	所在地	開設者	開設者所在地
はあもす訪問看護リハビリステーション	伊丹市北伊丹8-260 北伊丹小西ビル1階	株式会社えがおくらぶ	宝塚市中山桜台2-20-10
アースサポート加古川 (訪問介護・介護予防型訪問サービス事業のみ休止)	加古川市加古川町粟津253-9	アースサポート株式会社	東京都渋谷区本町1-4-14

兵庫県告示第1296号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、施術を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和2年12月11日

兵庫県知事 井戸敏三

指定施術機関

施術者の氏名	施術所の名称	施術所の所在地	指定年月日
田村 賢	田村整骨院	豊岡市泉町6-3	令和2年10月14日
酒本 健大	逆瀬川わだち整骨院	宝塚市中州1-1-1-107号 アピアきた1階	同 月1日
鍋倉 亨太	同上	同上	同

兵庫県告示第1297号

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号。以下「法」という。）第30条に規定する令和2年度職業訓練指導員試験を次のとおり実施する。

令和2年12月11日

兵庫県知事 井戸敏三

1 免許職種、試験日時及び試験場所

区分	免許職種	試験日時	試験場所
学科試験 (指導方法)	全職種	令和3年2月19日(金) 午前11時から正午まで	兵庫県立のじぎく会館 神戸市中央区山本通4丁目22番15号

なお、実技試験及び学科試験のうち関連学科は実施しない。

2 試験の科目

免許職種	学科試験の科目
全職種	指導方法(職業訓練原理、教科指導法、訓練生の心理、生活指導及び職業訓練関係法規)

3 受験資格

- (1) 次のアからウまでのいずれかに該当する者で職業能力開発促進法施行規則(昭和44年労働省令第24号。以下「規則」という。)第46条の規定により実技試験の全部及び学科試験のうち関連学科が免除されるもの
 - ア 法第44条第1項の規定による技能検定に合格した者
 - イ 規則第45条の2第2項及び同条第3項に規定する者
 - ウ 職業訓練指導員試験の受験資格を定める告示(昭和45年労働省告示第17号及び昭和63年労働省告示第38号)に規定する者
- (2) 上記(1)にかかわらず、次のいずれかに該当する者は、試験を受けることができない。
 - ア 禁錮以上の刑に処せられた者
 - イ 職業訓練指導員免許の取消しを受け、当該取消しの日から2年を経過しない者

4 合否判定基準

指導方法について満点の6割以上の得点がある場合は、合格とする。

5 受験手続

- (1) 受験申請書類
 - ア 受験申請書
 - イ 受験資格を証明する書類
- (2) 申請書類の提出先
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
兵庫県産業労働部政策労働局能力開発課人材育成班
- (3) 申請書類の提出期間
令和2年12月21日(月)から令和3年1月12日(火)まで
(受付は、午前9時から午後5時まで。兵庫県の休日を守る条例(平成元年兵庫県条例第15号)第2条に規定する県の休日を除く。)
なお、郵送による場合は、簡易書留とし、令和3年1月12日(火)までの消印のあるものに限り受け付ける。
- (4) 受験手数料
3,100円
手数料は、兵庫県収入証紙を受験申請書に貼付して納付するものとする。
- (5) 受験票
受験申請書を受理したときは、後日受験票を送付する。

6 合格発表

令和3年3月12日(金)に兵庫県産業労働部政策労働局能力開発課入口に掲示するとともに県ホームページに掲載するほか、合格者に通知する。

7 その他

- (1) 受験申請書は、兵庫県産業労働部政策労働局能力開発課、各県民局・県民センター及び公共職業能力開発施設において配布する。
- (2) 受験申請書の郵送を希望する者は、返信用封筒(角形2号)(宛先を明記の上140円分の切手を貼る。)を添えて、兵庫県産業労働部政策労働局能力開発課に申し込むこと。
- (3) 受験についての問合せ先

兵庫県産業労働部政策労働局能力開発課人材育成班
電話 (078) 362-3369 (直通)



兵庫県告示第1298号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和2年12月11日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 保安林の所在場所
美方郡香美町村岡区鹿田字下モタルミ487
- 2 指定の目的
水源の涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部農林水産局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡香美町役場に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第1299号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和2年12月11日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 保安林予定森林の所在場所
加西市下万願寺町字熊谷360の8から360の11まで、360の30
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字熊谷360の9、360の10・360の30（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、北播磨県民局加東農林振興事務所及び加西市役所に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第1300号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和2年12月11日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 保安林予定森林の所在場所
 宍粟市波賀町小野字段林222の2から222の8まで、222の11、222の15、222の17、222の19、222の20、字井ノ谷225の8、字タエガヒチ257、258
- 2 指定の目的
 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
 字段林222の6から222の8まで（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）、字タエガヒチ257（次の図に示す部分に限る。）、258
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
 次のとおりとする。
 （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部農林水産局豊かな森づくり課、西播磨県民局光都農林振興事務所及び宍粟市役所に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第1301号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和2年12月11日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 保安林予定森林の所在場所
 多可郡多可町加美区豊部字久保ヶ谷99の3、127、128、129の1、130、135の1から135の3まで、136、137の2、137の3、138
- 2 指定の目的
 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
 次のとおりとする。
 （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部農林水産局豊かな森づくり課、北播磨県民局加東農林振興事務所及び多可郡多可町役場に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第1302号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条の17第1項の規定により、廃棄物が地下にある土地の区域を次のとおり指定区域として指定する。

令和2年12月11日

兵庫県知事 井戸敏三

	指定区域	埋立地の区分
1	多可郡多可町加美区箸荷字下川900—1 (※令和2年8月25日時点)	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号)第13条の2第1号

兵庫県告示第1303号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第3条第1項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域を次のとおり指定する。

なお、その関係図面は、但馬県民局養父土木事務所及び朝来市役所に備え置いて縦覧に供する。

令和2年12月11日

兵庫県知事 井戸敏三

指定区域

区域名	市郡名	区町名	町大字名	小字名	地番
秋葉台	朝来市		和田山町秋葉台		4番の一部、4番1から4番4まで、4番10、4番21、4番23、4番42の一部、4番104の一部、4番105の一部、4番109の一部、4番112
			和田山町寺内	更杵	3108番16の一部、3108番65の一部

兵庫県告示第1304号

土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第39条第1項の規定により、香美町山手土地区画整理組合の定款の変更を次のとおり認可した。

令和2年12月11日

兵庫県知事 井戸敏三

- 組合の名称及び事務所の所在地並びに設立認可の年月日
 組合の名称 香美町山手土地区画整理組合
 事務所の所在地 美方郡香美町香住区香住870番地の1(美方郡香美町役場内)
 設立認可の年月日 平成10年2月6日
- 変更認可の年月日
 令和2年12月11日

兵庫県告示第1305号

総合治水条例(平成24年兵庫県条例第20号)第13条第2項の規定により、次の重要調整池について、同条例第11条第2項の技術的基準に適合することを確認した。

令和2年12月11日

丹波県民局長 飯塚功一

- 重要調整池の所在地
 丹波市春日町七日市69番地4外6筆
- 重要調整池の所有者等の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

名称	住所	代表者の氏名
株式会社ワコーパレット	大阪市西区南堀江3丁目14番地12号	代表取締役 羽山謙造

兵庫県告示第1306号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。その関係図書は、淡路県民局洲本土木事務所まちづくり建築課において縦覧に供する。

令和2年12月11日

兵庫県知事 井戸敏三

指定番号	指定年月日 (令和年月日)	位置	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
第R02淡路位置 0005号	2.11.30	洲本市下内膳字森ノ奥973番1の一部、 2011番16から2011番21まで、2015番の一部	6.00	151.57

公 告

ひょうご県民ボランティア活動賞表彰

表彰規則（昭和38年兵庫県規則第80号）第2条第11号の規定により、令和2年11月24日に次の者を表彰した。

令和2年12月11日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 (1) 氏名 有川 敦子
 (2) 住所 加古川市
 (3) 功績内容 朗読CDボイス・アイの作成、視覚障がい者への朗読活動を行っている。
- 2 (1) 氏名 池上 秀子
 (2) 住所 丹波市
 (3) 功績内容 高齢者施設での喫茶ボランティアや、サロン運営支援を行っている。
- 3 (1) 氏名 稲岡 晃子
 (2) 住所 加古郡稲美町
 (3) 功績内容 要約筆記の活動に加え、普及活動や指導を行っている。
- 4 (1) 氏名 大森 清子
 (2) 住所 丹波市
 (3) 功績内容 高齢者施設で喫茶、介助、話し相手のボランティアを行っている。
- 5 (1) 氏名 勝下 操
 (2) 住所 加古郡稲美町
 (3) 功績内容 要約筆記の普及・指導や、高齢者施設での音楽療法活動を行っている。
- 6 (1) 氏名 北村 隆幸
 (2) 住所 川辺郡猪名川町
 (3) 功績内容 登下校の子どもの見守りや、自家用車での防犯パトロールを行っている。
- 7 (1) 氏名 栗林 洋子
 (2) 住所 南あわじ市
 (3) 功績内容 健康教室の開催や配食ボランティアなど、食生活改善運動を行っている。
- 8 (1) 氏名 合田 喜代美
 (2) 住所 川辺郡猪名川町
 (3) 功績内容 子育て世代をはじめとした地域住民への食生活改善運動を行っている。
- 9 (1) 氏名 小嶋 操
 (2) 住所 丹波市
 (3) 功績内容 サロンの運営や、手作り弁当の配食を兼ねた友愛訪問を行っている。
- 10 (1) 氏名 小西 忠勝
 (2) 住所 高砂市
 (3) 功績内容 要約筆記の活動や難聴者へのコミュニケーションサポートを行っている。
- 11 (1) 氏名 榎 秀一

- (2) 住 所 南あわじ市
(3) 功績内容 地域の空き家を利用した交流の場づくりを行っている。
- 12(1) 氏 名 志 水 幹 子
(2) 住 所 姫路市
(3) 功績内容 地域住民を対象とした教室の開催など、交通安全啓発活動を行っている。
- 13(1) 氏 名 竹 内 あけみ
(2) 住 所 加西市
(3) 功績内容 高齢者を対象とした調理ボランティアを行っている。
- 14(1) 氏 名 田 中 勲
(2) 住 所 尼崎市
(3) 功績内容 毎朝通学路に立ち、子どもたちへの声かけや見守りを行っている。
- 15(1) 氏 名 田 村 三 男
(2) 住 所 丹波市
(3) 功績内容 地域でのサロン運営を通じて、高齢者の生きがい作りを行っている。
- 16(1) 氏 名 寺 本 枝美子
(2) 住 所 伊丹市
(3) 功績内容 高齢者を対象とした電話訪問を行い、安否確認や交流を行っている。
- 17(1) 氏 名 長谷川 和 子
(2) 住 所 加古川市
(3) 功績内容 朗読のCDや、依頼図書・点訳本の作成を行い、視覚障がい者との交流を行っている。
- 18(1) 氏 名 松 島 明 生
(2) 住 所 加古郡播磨町
(3) 功績内容 体験教室の開催などを通じて、地域の子どもたちへ物づくり指導を行っている。
- 19(1) 氏 名 八 幡 多賀美
(2) 住 所 揖保郡太子町
(3) 功績内容 食育教室の開催など、食生活改善運動を通じた健康づくりを行っている。
- 20(1) 氏 名 山 本 三枝子
(2) 住 所 相生市
(3) 功績内容 サロン運営や見守り活動など、地域の高齢者支援を行っている。
- 21(1) 団 体 名 芦屋点字友の会
(2) 住 所 芦屋市
(3) 功績内容 広報誌や書物の点訳、点字講習の開催など、視覚障がい者支援を行っている。
- 22(1) 団 体 名 池の内ボランティアあゆみ
(2) 住 所 加古川市
(3) 功績内容 高齢者を対象としたサロンの運営や、絵手紙の作成・配布を行っている。
- 23(1) 団 体 名 伊丹大道芸サークル
(2) 住 所 伊丹市
(3) 功績内容 高齢者施設などでの大道芸の公演を通じた地域交流の推進を行っている。
- 24(1) 団 体 名 外出介助ボランティア「かけはし」
(2) 住 所 三田市
(3) 功績内容 高齢者・障がい者の外出支援や、福祉体験学習のサポートを行っている。
- 25(1) 団 体 名 賢明女子学院中学・高等学校奉仕委員会
(2) 住 所 姫路市
(3) 功績内容 地域の施設を訪問し、清掃活動や積極的なコミュニケーションを行っている。
- 26(1) 団 体 名 コープサークル ボイス
(2) 住 所 明石市
(3) 功績内容 高齢者施設を訪問し、朗読や群読、紙芝居などを行っている。
- 27(1) 団 体 名 コープボランティアグループ いちなな市
(2) 住 所 宝塚市
(3) 功績内容 リサイクルバザーを運営し、売上金を被災地支援活動に寄附している。

- 28(1) 団体名 コケッコ
(2) 住 所 芦屋市
(3) 功績内容 オリジナルの絵本や紙芝居を作成し、読み聞かせ活動を行っている。
- 29(1) 団体名 こどもエコクラブ グリーンキッズ
(2) 住 所 芦屋市
(3) 功績内容 地域の子どもたちとともに清掃活動や緑化活動、環境学習を行っている。
- 30(1) 団体名 さくらんぼの会
(2) 住 所 養父市
(3) 功績内容 高齢者施設の備品小物、手作りマスクの作成など、手芸ボランティアを行っている。
- 31(1) 団体名 サザナミグループ
(2) 住 所 尼崎市
(3) 功績内容 高齢者施設などでの楽器演奏や歌唱の披露による友愛訪問を行っている。
- 32(1) 団体名 さんさんグループ
(2) 住 所 佐用郡佐用町
(3) 功績内容 高齢者施設での喫茶運営や、イベントやデイサービスの支援を行っている。
- 33(1) 団体名 大正琴揖保川同好会
(2) 住 所 たつの市
(3) 功績内容 福祉施設などでの大正琴の演奏により、地域交流の推進を行っている。
- 34(1) 団体名 宝塚市手話サークル連絡会
(2) 住 所 宝塚市
(3) 功績内容 手話による聴覚障がい者との交流、手話の啓発活動を行っている。
- 35(1) 団体名 谷八木友愛
(2) 住 所 明石市
(3) 功績内容 一人暮らしの高齢者への友愛訪問、サロンやふれあい喫茶の開催を行っている。
- 36(1) 団体名 鶴池老人クラブ
(2) 住 所 加古川市
(3) 功績内容 花壇の整備や造成など、公園の緑化・美化活動を行っている。
- 37(1) 団体名 デイジー淡路
(2) 住 所 洲本市
(3) 功績内容 デイジー図書の製作、貸し出しによる視覚障がい者への情報保障を行っている。
- 38(1) 団体名 点訳ボランティアてんてまり
(2) 住 所 川西市
(3) 功績内容 点訳による視覚障がい者への情報提供や、点字学習の指導を行っている。
- 39(1) 団体名 日曜大工ボランティア でえくさんず
(2) 住 所 宝塚市
(3) 功績内容 高齢者や障がい者などを対象とした日曜大工を通じた地域づくりを行っている。
- 40(1) 団体名 ハートフル
(2) 住 所 西宮市
(3) 功績内容 ポスターの作成や広報誌の発行に携わり、地域活動の広報支援を行っている。
- 41(1) 団体名 東有年福寿会
(2) 住 所 赤穂市
(3) 功績内容 地域の小学生の下校時の見守り活動により、児童の安全確保を行っている。
- 42(1) 団体名 兵庫県立長田高等学校 音楽部
(2) 住 所 神戸市長田区
(3) 功績内容 地域のチャリティーイベントなどで合唱を行い、地域交流を行っている。
- 43(1) 団体名 広野小学校見守り隊
(2) 住 所 三木市
(3) 功績内容 広野小学校区での登下校時の見守り活動や、交通安全の確保を行っている。
- 44(1) 団体名 福崎町手芸ボランティア
(2) 住 所 神崎郡福崎町

- (3) 功績内容 町内の施設やイベントでの作品の展示や、手作りマスクの配布を行っている。
- 45(1) 団体名 福祉住宅研究会
- (2) 住 所 赤穂市
- (3) 功績内容 住宅のバリアフリーリフォームや耐震化の相談ボランティアを行っている。
- 46(1) 団体名 まりも
- (2) 住 所 たつの市
- (3) 功績内容 給食サービスに添える絵手紙の作成を通じ、高齢者支援を行っている。
- 47(1) 団体名 みかた調理ボランティアの会
- (2) 住 所 美方郡香美町
- (3) 功績内容 高齢者への給食サービスや、小学生向けの調理教室の開催を行っている。
- 48(1) 団体名 みちくさボランティアの会
- (2) 住 所 丹波篠山市
- (3) 功績内容 精神障がい者に対する正しい知識の普及啓発や、社会復帰支援を行っている。
- 49(1) 団体名 八鹿R. V. Cひよっこ
- (2) 住 所 養父市
- (3) 功績内容 朗読カセットテープの作成により、視覚障がい者への情報保障を行っている。
- 50(1) 団体名 朗読ボランティアグループ ともしび
- (2) 住 所 佐用郡佐用町
- (3) 功績内容 視覚障がい者を対象とした広報誌の音訳や、福祉施設への友愛訪問を行っている。



令和3年度兵庫県立淡路景観園芸学校景観園芸専門研修研修生の募集

兵庫県立淡路景観園芸学校管理規則（平成10年兵庫県規則第69号）第3条第1項の規定により、令和3年度兵庫県立淡路景観園芸学校景観園芸専門研修の研修生を次のとおり募集する。

令和2年12月11日

兵庫県知事 井戸敏三

1 募集人員

5名

2 申込資格

社会人、大学生、大学院生など（国籍は問わない。ただし、日本語による簡単なコミュニケーションが可能であること。）

3 研修内容及び研修期間

「景観園芸」又は「園芸療法」に関する課題解決のための研究・実践を行う。研修期間は、月単位で、1箇月から12箇月の間で選択する。

4 申込手続

(1) 提出書類

ア 研修受講許可申請書（本校所定の様式）

申込前3箇月以内に撮影した、縦4センチメートル、横3センチメートルの写真を申請書の所定の場所に貼り付けること。

イ 調査書〔希望理由及び専門研修の内容〕（本校所定の様式）

ウ 研修計画書（A4 横書き）

エ 履歴書（写真の貼付は不要）

オ 雇用者（大学生又は大学院生の場合は指導教員）からの紹介・推薦文（A4 横書き）

ただし、自営の者は不要

(2) 申込書類の配布

兵庫県立淡路景観園芸学校において配布する。

なお、申込書類を兵庫県立淡路景観園芸学校へ郵送で請求することができる。この場合は、封筒の表に「景観園芸専門研修研修生募集要項請求」と朱書きし、返信用封筒（住所、氏名及び郵便番号を明記し、120円分の切手を貼付した角形2号の封筒）を同封すること。

(3) 申込受付開始日

令和3年1月4日（月）

(4) 締切日

研修希望期間の初日が属する月の3箇月前の月の15日（土曜日、日曜日及び祝日と重なる場合は前日とする。）

（郵送の場合は、簡易書留とし、締切日に必着とする。）

(5) 提出先

〒656-1726 淡路市野島常盤954-2

兵庫県立淡路景観園芸学校

5 選考方法

(1) 一次審査 書類審査

研修希望期間の初日の2箇月前（土曜日、日曜日及び祝日と重なる場合は翌日とする。）までに、書類審査の結果を通知する。

(2) 二次審査 面接（書類審査に合格した者のみ）

ア 面接日程

合格者には、面接日を通知する。

イ 面接会場

淡路市野島常盤954-2

兵庫県立淡路景観園芸学校

ウ 面接結果発表

面接後、申込者全員に郵便により通知する（面接後、1箇月程度）。

6 申込みについての問合せ先

兵庫県立淡路景観園芸学校 普及指導課

電話番号 (0799) 82-3455（平日午前9時から午後5時まで）

ファックス番号 (0799) 82-3124

電子メールアドレス alpha@awaji.ac.jp